

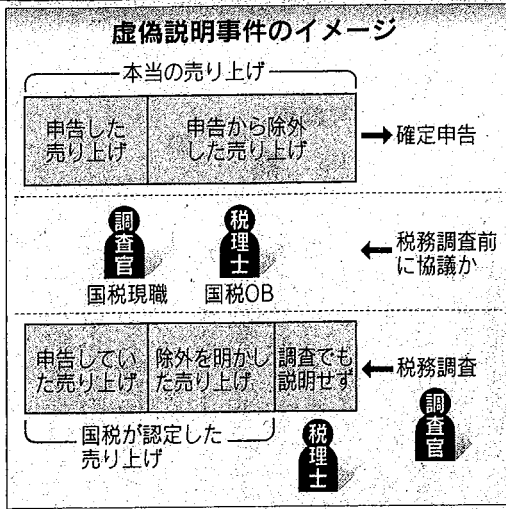
「売上高除外、過少に説明」

調査官とOB、調整か

税務調査虚偽説明

大阪国税局の税務調査に対する虚偽説明事件で、同局上席国税調査官、平良辰夫容疑者(43) 改正前の法人税法違反(虚偽申告)容疑で逮捕し、同国税局OBで税理士の細名高司容疑者(61) 同局が調査前、細名容疑者の関与する会社が申告時に除外した売り上げについて、実際より少なくて説明するように調整していた疑いの強いことが29日、関係者への取材で分かった。

追徴税額の圧縮狙う?



大阪地検特捜部は、税務調査で売り上げを少なく申告していた、との指摘が避けられないとみられ、平良容疑者と細名容疑者が、追徴税額を圧縮する狙いがあったとみて、詳しい経緯を調べている。問題の税務調査の対象は大阪市内の飲食店経営会社。税務調査以前の申告で、売り上げを一部除外しており、平良容疑者も含めた複数の調査官が関与する税務調査では、売り上げに関して何らかの指摘が避けられない情勢だったとされる。

そこで、平良、細名両容疑者は対策を協議。除外した売り上げの一部だけを計上し直したデータをあえて作成し、税務調査では、その範囲で過去の申告額が過少だったことを認める方向で調整した疑いがあるという。

同社側はこのデータをあらかじめSDカードに記録して保管。2011年7月に実施された税務

調査で提出し、記録されたデータ内容に沿って、売り上げ除外を認めたとする。税務調査の結果を受ける。

け、同社は追徴課税処分を受けたが、調査で発覚しなかった売り上げ除外の分、税額はより少ない金額になったとみられる。

一方、細名容疑者の関係先からは、国税局の税務調査に関する内部資料に体裁などが酷似した文書が見つかっている。国税当局は特捜部とも連携し、問題の税務調査の経緯とともに、内部文書の流出についても調査している。